

# 母子保健の関連施策

## Ⅱ 子育て支援・児童福祉施策

1	児童福祉審議会	事業開始	昭和23年度
<p>1 目的</p> <p>次の事項について調査審議し、管理機関の諮問に答え、又は意見を述べ福祉行政の向上を図る。(附属機関)</p> <p>○児童、妊産婦、知的障害者の福祉に関する事項</p> <p>○母子家庭等の福祉に関する事項</p> <p>○母子保健に関する事項</p> <p>2 委員数</p> <p>35人以内</p> <p>特別の事項を調査審議するため、別に臨時委員を置くことができる。</p> <p>3 審議内容</p> <p>《本委員会》</p> <p>○児童福祉等に関する事項を調査・審議</p> <p>《専門部会》</p> <p>○児童福祉行政の諸問題の中から課題を設定し、意見を述べる。</p> <p>《里親認定部会》</p> <p>○里親認定の適否等について諮問を受け答申</p> <p>《子供権利部会》</p> <p>○保護者等の同意が得られない児童相談所の措置等について、諮問を受け答申</p> <p>○被措置児童等虐待に係る措置について報告を受け、意見を述べる。</p> <p>○里親養育専門相談事業(里親子のサポートネット)に係る対応について報告を受け、意見を述べる。</p> <p>《児童虐待死亡事例等検証部会》</p> <p>○重大な児童虐待の事例を検証し、再発防止策を検討</p> <p>《保育部会》</p> <p>○認可保育所の認可の適否等について、諮問を受け答申</p>			<p>【提言等】(過去5か年度)</p> <p>《本委員会・専門部会 提言》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年11月 「家庭的養護の推進について」</li> <li>・平成30年11月 「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」</li> <li>・令和2年12月 「新たな児童相談のあり方について」</li> </ul> <p>《児童虐待死亡事例等検証部会 報告書》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年7月、平成29年4月、平成30年1月及び平成30年11月、令和元年10月及び令和元年12月、令和2年12月 「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」</li> </ul> <p>【都所管部署】</p> <p>福祉保健局少子社会対策部計画課</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第8条(設置及び権限)</li> <li>・児童虐待の防止等に関する法律第13条の5(重大な児童虐待事例等の報告)</li> <li>・母子保健法第7条(児童福祉審議会の権限)</li> <li>・母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条(児童福祉審議会の権限)</li> <li>・東京都児童福祉審議会条例</li> <li>・東京都児童福祉審議会条例施行規則</li> </ul>

2	東京都子供・子育て支援総合計画	事業開始	平成24年度（法律制定） 平成27年度（計画策定） 令和元年度（第2期計画策定）
<p>1 計画策定の趣旨 子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指す。</p> <p>2 計画の概要 (1) 本計画は子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策法第8条に基づく都道府県子どもの貧困対策計画とを合わせて一体的に策定したもの。 (2) 計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間</p> <p>3 計画の理念 (1) 全ての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。 (2) 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。 (3) 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。</p> <p>4 五つの視点 (1) 「全ての子育て家庭」への支援の視点 (2) 家庭を「一体的に」捉える視点 (3) 子供と子育て家庭の立場からの視点 (4) 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点 (5) 広域的な自治体の役割からの視点</p> <p>5 五つの目標と主な取組 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>1 妊娠・出産に関する支援の増進 2 安心できる小児・母子医療体制の整備 3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実 4 子供の健康の確保・増進</p> </div>			<p>目標2 乳幼児期における教育・保育の充実</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>1 就学前教育の充実 2 保育サービスの充実 3 認定こども園の充実 4 就学前教育と小学校教育との連携</p> </div> <p>目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>1 子供の生きる力を育む環境の整備 2 次代を担う人づくりの推進 3 放課後の居場所づくり</p> </div> <p>目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>1 子供の権利擁護の取組 2 子供の貧困対策の推進 3 児童虐待の未然防止と対応力の強化 4 社会的養護体制の充実 5 ひとり親家庭の自立支援の推進 6 障害児施策の充実 7 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援 8 外国につながる子供等への支援について</p> </div> <p>目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>1 家庭生活と仕事との両立の実現 2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進 3 子供の安全を確保するための取組の推進 4 良質な住宅と居住環境の確保 5 安心して外出できる環境の整備 6 子供・子育てを応援する機運の醸成</p> </div> <p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部計画課 子供・子育て施策推進担当 (電話 03-5320-4138)</p> <p>【根拠法令等】 ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画） 第62条（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）</p>

3	子供家庭支援センター	事業開始	平成7年度
<p>1 目的 子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービス等の提供・調整、地域組織化等の事業を行う子供家庭支援センターを区市町村が設置運営し、地域における子供と家庭に関する支援ネットワークを構築する。</p> <p>2 実施主体 区市町村（区部財調） （事業の運営を社会福祉法人に委託可能）</p> <p>3 子供家庭支援センターの種類 （1）子供家庭支援センター 4（1）～（4）全ての事業を実施。（5）の事業を選択実施可能 （2）小規模型子供家庭支援センター 町村部実施可能。4（1）（2）の事業を実施。（4）及び（5）の②の事業を選択実施可能</p> <p>4 事業内容 （1）子供家庭総合ケースマネジメント事業 ①子供と家庭に関するあらゆる相談 ②ショートステイ・トワイライトステイ・一時保育等のサービス提供 ③関係機関間のサービス調整 （2）地域組織化事業 （3）要支援家庭サポート事業 ①見守りサポート事業 ②養育支援訪問事業 （4）在宅サービス基盤整備事業 養育家庭の開拓 （5）専門性強化事業 ①虐待対応の強化 ②心理的ケアへの取組</p> <p>5 実施状況 60 区市町村（令和3年3月末日現在）</p> <p>6 その他 市町村部は、平成21年度から、子供家庭支援区市町村包括補助事業にて実施</p>		<p>※ 子供家庭支援センターは、東京都が独自に設置を進めてきた地域における子育て支援のネットワークの中核機関である。 多くの区市町村は、児童福祉法第25条第4項の要保護児童対策地域協議会の調整機関に子供家庭支援センターを指定している。</p> <p>※ 平成23年度から、区市町村虐待対応力向上支援事業を開始し、ケース全体の状況把握・進行管理を適切に実施し、関係機関との連携体制を確保する虐待対策コーディネーターの配置や、児童人口に応じた虐待対策ワーカーの増配置等を実施している区市町村もある。 （平成26年度より虐待対策コーディネーター事業として再編）</p> <p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 子育て事業担当 （電話 03-5320-4371）</p> <p>【根拠法令等】 ・子供家庭支援センター事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第402号）</p>	

■ 子供家庭支援センターが提供する子育て支援サービスの例 ■

(1) ショートステイ

保護者が病気、出産、出張、育児疲れ等の理由で、子供を養育することが困難なとき、乳児院や児童養護施設等で子供を預かる。短期間（7日以内）であるが、宿泊が可能である。

(2) トワイライトステイ

残業等で保護者の帰宅が恒常的に遅い場合や休日に不在の場合等で、子供を養育することが困難なとき、乳児院や児童養護施設等で、おおむね午後 10 時まで子供を預かり、夕食、入浴の提供等生活の援助を行う。

(3) 一時保育

保護者のパート勤務や病気、出産、冠婚葬祭等の緊急時、又は育児に疲れたとき等に心理的・肉体的負担を解消するために、保育の対象とならない未就学の子供を日中保育所等で預かる。

■ 子供家庭支援センターが実施する要支援家庭サポート事業

(1) 見守りサポート事業

軽度の児童虐待が認められ、在宅での指導が必要と判断される家庭及び児童虐待により児童相談所が一時保護又は施設措置等した児童が復帰した家庭への支援を、児童相談所と連携して行う。

(2) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、研修を受講した専門職が当該家庭を訪問し、養育に関する相談及び指導等を行う。また、産褥期の母子等への育児相談や簡単な家事等の援助をするため、一定の支援目標を設定し、研修を受講した者による育児支援ヘルパーの派遣を行う。

4	予防的支援推進とうきょうモデル事業	事業開始	令和3年度
<p>1 目的 家庭訪問による積極的なアウトリーチ等により、子育て家庭と信頼関係を構築しながら、家庭のニーズ等を早期に把握し、適切に支援することで、児童虐待の未然防止を徹底する。</p> <p>2 事業期間 令和3年度～令和5年度</p> <p>3 モデル自治体 墨田区、大田区、渋谷区、調布市</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) モデル自治体が統一的に取組む予防的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子供家庭支援センターと母子保健部門が一体となり、妊娠期からきめ細かなニーズ把握と訪問支援を実施</li> <li>・ 25歳以下の初産妊産婦の家庭を対象に、妊娠届出時から産後1年まで支援を実施</li> <li>・ 東京都医学総合研究所に委託し、データ収集、効果測定を実施。支援マニュアル及び人材育成研修プログラムを作成</li> </ul> <p>(2) モデル自治体が独自に取組む予防的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体の特性等を踏まえ、自治体が独自に取組む予防的支援を実施</li> </ul> <p>(3) 要保護児童対策地域協議会の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援を必要としている家庭のサインをいち早く察知し支援につなげられるよう、関係機関の対応力向上を図るため、関係機関向け研修教材・研修プログラム等を作成</li> </ul> <p>5 実施状況（令和3年度）</p> <p>(1) モデル自治体が統一的に取組む予防的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業スキームの構築</li> <li>・ 人材育成（8月～12月研修実施）</li> <li>・ 対象家庭へのニーズ調査開始（11月～3月）</li> </ul> <p>(2) モデル自治体が独自に取組む予防的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体と支援対象家庭及び支援内容の検討</li> </ul>			<p>(3) 要保護児童対策地域協議会の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モデル自治体、東京都において検討委員会を立上げ（10月）</li> <li>・ 関係機関に対するアンケート調査項目の作成（12月）</li> <li>・ 委託機関の決定（1月）</li> <li>・ 関係機関に調査を実施（2月）</li> <li>・ アンケート結果の取りまとめ及び検討委員会にて教材初案作成（2月～3月）</li> </ul> <p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 子育て事業担当 （電話 03-5320-4371）</p> <p>【根拠法令等】 ・ 予防的支援推進とうきょうモデル事業実施要綱・補助要綱等</p>

5	子育てひろば事業 (地域子育て支援拠点事業)	事業 開始	平成3年度
<p>1 目的 区市町村が、地域の子育て家庭に対して、身近な場所につどいの場を提供し、子育て相談事業をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進し、児童及び家庭の福祉向上を図る。</p> <p>2 実施主体 区市町村 (事業の運営を社会福祉法人・特定非営利活動法人・民間事業者等に委託等可能) 都単独型…特別区は財調 市町村は子育て推進交付金 一般型・連携型…子ども・子育て支援交付金 又は重層的支援体制整備事業交付金</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 子育てひろば事業都単独型(保育所・児童館等) 保育所・児童館等の機能を活用して、身近な地域で家庭の支援を行う(週3日以上かつ1日3時間以上開設)。</p> <p>(2) 子育てひろば事業一般型 常設の子育てひろばを開設し、地域の子育て支援の拠点として、子育て親子の交流活動など、つどいの場を提供する(週3日以上かつ1日5時間以上開設)。</p> <p>(3) 子育てひろば事業連携型 効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう、児童福祉施設等でつどいの場を提供する(週3日以上かつ1日3時間以上開設)。</p> <p>全ての区分において、基本事業として、以下の事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</li> <li>・子育て等に関する相談、援助の実施</li> <li>・地域の子育て関連情報の提供</li> <li>・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 (その他区分ごとに選択事業実施可)</li> </ul>	<p>4 実施状況</p> <p>都単独型 424 か所 一般型 406 か所 連携型 202 か所 (令和3年9月現在)</p> <p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 子育て事業担当 (電話 03-5320-4371)</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第6条の3第6項</li> <li>・子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業)実施要綱(平成3年12月25日付3福児育第452号)</li> <li>・地域子育て支援拠点事業の実施について(平成26年5月29日付雇児発0529第18号)</li> </ul>		

6	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	事業開始	平成9年度
<p>1 目的</p> <p>乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村（委託等可）</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務</p> <p>(2) 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）</p> <p>(3) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催</p> <p>(4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催</p> <p>(5) 子育て支援関連施設・事業（乳児院、保育所、児童館、子育て短期支援事業、子育てひろば事業、病児保育事業等）との連絡調整</p> <p>4 実施状況</p> <p>53 区市町村（令和3年10月現在）</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 子ども・子育て支援交付金の対象事業</p> <p>(2) 都独自の補助については、平成21年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業で実施</p>			<p>【都所管部署】</p> <p>福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 子育て事業担当 （電話 03-5320-4371）</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第6条の3第14項</li> <li>・児童福祉法施行規則第1条の32の4</li> <li>・子ども・子育て支援法第59条第12項</li> </ul>



7	児童健全育成 (児童館・児童遊園・学童クラブ)	担当 部署	福祉保健局少子社会対策部家庭支援課
1	<p>児童館</p> <p>【概要】 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設</p> <p>【機能】 (1) 集会室、遊戯室、図書室等の施設利用 (2) 健全な遊びの提供 (3) 子供会などの活動援助</p> <p>【従事者等】 児童の遊びを指導する者（保育士・教員等）</p> <p>【根拠法令等】 児童福祉法</p>		<p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 子育て事業担当 (電話 03-5320-4371)</p>
2	<p>児童遊園</p> <p>【概要】 幼児や児童に屋外遊びの場を与えることを目的とした遊園</p> <p>【機能】 地域における児童の健全な遊びの提供</p> <p>【根拠法令等】 児童福祉法</p>		
3	<p>学童クラブ</p> <p>【概要】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対する、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用した適切な遊び及び生活の場の提供</p> <p>【従事者等】 放課後児童支援員等</p> <p>【その他】 時間延長加算、障害児受入推進事業等がある。</p> <p>【根拠法令等】 児童福祉法</p>		

8	利用者支援事業（母子保健型）	事業 開始	平成27年度
<p>1 目的 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。</p> <p>2 実施主体 区市町村（委託可）</p> <p>3 実施場所 主として市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設での実施とする。</p> <p>4 職員の配置 母子保健事業に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又は社会福祉士等のソーシャルワーカー（以下「保健師等」という。）を1名以上配置するものとする。なお、保健師等は専任が望ましい。</p> <p>5 事業内容</p> <p>（1）妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応する。また、保健師等は、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、対象地域における全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等の支援台帳を作成する。</p> <p>（2）（1）により把握した情報に基づき、保健師等は、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行う。</p> <p>（3）心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者に対する支援の方法や、対応方針について検討等を実施する協議会又はケース会議等を設け、関係機関と協力して支援プランを策定することとする。</p> <p>（4）支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、妊産婦等に対して各関係機関が提供する母子保健サービス等の支援が包括的に提供されるよう、保健師等が中心となって関係機関との協議の場を設けるとともに、ネットワークづくりを行い、その活用を図る。</p>		<p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部計画課 （電話 03-5320-4138）</p> <p>【根拠法令等】 ・利用者支援事業実施要綱</p>	

9	親の子育て力向上支援事業	事業開始	平成 20 年度
<p>1 目的 育児支援と虐待の未然防止を図るため、親の状況に合わせた段階的プログラムとして、親同士が支え合う関係を築くグループ支援を行う。</p> <p>2 実施主体 区市町村（委託可）</p> <p>3 対象 保健医療的な専門指導の必要はないが、育児に自信が持てない親</p> <p>4 事業内容 区市町村として、虐待のリスク度に応じたグループワーク等、親支援サービスの全体像を把握し、事業計画を策定する。 その上で、保健医療的な専門指導の必要はないが、育児に自信が持てない親を対象に、ファシリテーター等が行う支援プログラム*を実施する。 ファシリテーター養成や、スーパーバイザーによる事例検討会等も事業対象とする。</p> <p>*親支援プログラムの要件 ①ファシリテーターによるプログラム進行 ②グループワーク ③同一グループ（20 名以下）で複数回（10 回前後）実施 ④プログラム実施中の保育の実施</p> <p>5 その他 平成 21 年度より子供家庭支援区市町村包括補助事業において実施</p>			<p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 子育て事業担当 （電話 03-5320-4371）</p> <p>【根拠法令等】 ・親の子育て力向上支援事業実施要綱（平成 23 年 7 月 12 日付 23 福保子家第 334 号）</p>

10	子育て環境の整備	担当 部署	福祉保健局少子社会対策部計画課 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課
<p>1 子供・子育て応援とうきょう事業</p> <p>子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子供たちを健やかに育てることが出来る環境を整備するために、様々な分野の関係機関・団体が連携し、社会全体で子育てを応援する東京の実現に向けた取組を行う。</p> <p>○主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て協働フォーラム等を開催するなど、企業やNPO団体、自治体等との協働の促進</li> <li>・子育て情報サイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営                     <ul style="list-style-type: none"> <li>＜サイトの機能＞</li> <li>都内自治体の子育てサービス、パスポート協賛店、授乳・おむつ替えスペース、小児救急医療機関、だれでもトイレなどが検索可能。その他、デジタルパスポートの取得、子育てに関するプチ情報など</li> </ul> </li> <li>・子育て応援とうきょうパスポート事業の実施                     <ul style="list-style-type: none"> <li>＜事業内容＞</li> <li>事業の趣旨に賛同する企業・店舗等が子育てに役立つ様々なサービスを提供する取組</li> <li>＜対象世帯＞</li> <li>18歳未満のお子様、妊娠中の方がいる世帯</li> <li>＜協賛店登録数＞</li> <li>5,864件（令和4年1月4日時点）</li> </ul> </li> </ul> <p>○サイトURL</p> <p><a href="http://kosodateswitch.metro.tokyo.lg.jp/">http://kosodateswitch.metro.tokyo.lg.jp/</a></p> <div data-bbox="295 1630 418 1753" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="539 1585 778 1809" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="550 1825 769 1854">マスコットキャラクター</p> <p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部計画課 （電話 03-5320-4115）</p>	<p>2 乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業（赤ちゃん・ふらっと事業）</p> <p>授乳及びおむつ替え等のための施設設備（赤ちゃん・ふらっと）の設置を促進するとともに、都民に赤ちゃん・ふらっとの所在等を広く周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備する。</p> <p>○事業の届出及び適合証の表示</p> <p>赤ちゃん・ふらっと事業の実施者は事業開始届を知事に届け出るとともに、知事から交付された適合証を外から見やすい場所に表示する。</p> <div data-bbox="861 840 997 974" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1037 896 1260 929">適合証のイメージ</p> <p>○設置状況</p> <p>1,578か所（令和4年2月28日現在）</p> <p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 子育て事業担当 （電話 03-5320-4371）</p>		

1 1	保育制度の概要	担当 部署	福祉保健局少子社会対策部保育支援課
	<p>1 保育所（認可保育所）</p> <p>【入所対象】</p> <p>小学校就学前子供の保護者のいずれもが、次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 1か月間において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に区市町村が定める時間以上労働することが常態</p> <p>② 妊娠中であるか又は出産後間がない。</p> <p>③ 疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神・身体に障害を有している。</p> <p>④ 同居の親族を常時介護している。</p> <p>⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧</p> <p>⑥ 求職活動を継続的に行っている。</p> <p>⑦ 職業訓練校等における職業訓練を含む学校等に就学している。</p> <p>⑧ 児童虐待やDVのおそれがある。</p> <p>⑨ 育児休業所得時に、既に保育を利用している子供がいて継続利用が必要</p> <p>⑩ ①～⑨に類する状態として区市町村が認める場合</p> <p>【入所相談】</p> <p>区市の福祉事務所や保育主管課、町村役場</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>児童福祉法、子ども・子育て支援法</p> <p>【保育所への入所に関する特別の配慮】</p> <p>母子父子寡婦法第28条及び第31条の8、国通知「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」（平成15年3月31日付雇児発第0331011号）により、示されている。</p> <p>2 一時預かり事業</p> <p>保護者の傷病等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とするとき、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かる。</p> <p>【対象児童】 就学前児童</p> <p>【問 合 せ】 実施施設又は区市役所・町村役場</p> <p>【根拠法令等】 児童福祉法ほか</p>		<p>3 定期利用保育事業</p> <p>パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育する。</p> <p>【対象児童】</p> <p>就学前児童（ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合を除く。）</p> <p>【問合せ】</p> <p>実施施設又は区市役所・町村役場</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱</p> <p>4 家庭的保育事業</p> <p>区市町村が認定した家庭的保育者（保育士・看護師・教員等一定の資格要件あり）が、その居宅等において、保育を行う。</p> <p>【対象児童】</p> <p>区市町村が保育を必要と認めた乳幼児</p> <p>【問合せ】</p> <p>区市役所・町村役場</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>児童福祉法、子ども・子育て支援法、家庭的保育事業実施要綱</p> <p>5 病児保育事業</p> <p>病中又は病気の回復期にあることから集団保育が困難であって、保護者が勤務等の理由により家庭で保育できない児童に対し、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等で保育及び看護ケアを行う。</p> <p>【対象児童】</p> <p>乳児・幼児又は小学校に就学している児童</p> <p>【問合せ】</p> <p>区市役所又は実施施設</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>東京都病児保育事業実施要綱</p> <p>【都所管部署】</p> <p>福祉保健局少子社会対策部 保育支援課 保育助成担当 (電話 03-5320-4129)</p>

1 2	社会的養護 (里親等・児童養護施設等)	担当 部署	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
1	<p>里親等</p> <p>○養育家庭 保護を要する児童を、養子縁組を目的とせず に、一定期間家庭において養育する。 【根拠法令等】 ・児童福祉法</p> <p>○専門養育家庭 保護を要する児童のうち、一定のケアを必要 とする被虐待児、障害児及び非行等の問題を有 する児童を、養子縁組を目的とせず、一定期 間家庭において養育する。 【根拠法令等】 ・児童福祉法</p> <p>○親族里親 保護を要する児童を、一定の要件を満たす祖 父母等の親族が里親となり、養育する。 【根拠法令等】 ・児童福祉法</p> <p>○養子縁組里親 保護を要する児童を、養子縁組を目的として 家庭において養育する。 【根拠法令等】 ・児童福祉法</p> <p>○ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業） 一定の要件を備えた養育者の住居において5 人又は6人の保護を要する児童を養育する。 【根拠法令等】 ・児童福祉法</p> <p>○フレンドホーム 児童養護施設又は乳児院に入所している児童 を数日間家庭において受け入れ、児童に家庭生 活を体験させる。 【根拠法令等】 ・フレンドホーム制度実施要綱</p> <p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部育成支援課 里親担当 (電話 03-5320-4135)</p>	2	<p>児童養護施設等</p> <p>○乳児院 乳児（保健上、安定した生活環境の確保その 他の理由により特に必要のある場合には、幼児 を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせ て退院した者について相談その他の援助を行 う。 【入所相談】 児童相談所 【根拠法令等】 ・児童福祉法</p> <p>○児童養護施設 保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、 安定した生活環境の確保その他の理由により特 に必要のある場合には乳児を含む。）、虐待され ている児童、その他環境上養護を要する児童を 入所させて、これを養護し、あわせて退所した 者に対する相談、その他の自立のための援助を 行う。 【入所相談】 児童相談所 【根拠法令等】 ・児童福祉法</p> <p>○養護児童グループホーム 児童養護施設に入所する児童のうち、4～6 人程度の児童を施設から独立した家屋におい て、家族的雰囲気の中で養育する制度 【根拠法令等】 ・東京都養護児童グループホーム制度実施要綱 ・地域小規模児童養護施設設置運営要綱 ・児童養護施設等における小規模グループケア実 施要綱</p> <p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部育成支援課 児童施設担当 (電話 03-5320-4122)</p>

13	ひとり親家庭・女性福祉	担当 部署	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
<p>1 ひとり親家庭福祉施策</p> <p>○東京都ひとり親家庭支援センター ひとり親家庭に対する生活相談、就業支援、養育費相談、面会交流支援等を行う。 〈はあと〉 生活相談・養育費相談・面会交流支援・離婚前後の法律相談 電話 03-6272-8720 〈はあと飯田橋〉 就業相談・就業支援・職業紹介 電話 03-3263-3451 〈はあと多摩〉 生活相談・養育費相談・面会交流支援・離婚前後の法律相談・就業相談・就業支援・職業紹介 電話 042-506-1182</p> <p>○母子・父子自立支援員 ひとり親家庭及び寡婦に対する相談とその自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うため、福祉事務所等に配置されている。</p> <p>○ひとり親家庭ホームヘルプサービス 児童のいるひとり親（母子・父子）家庭で、家事等の日常生活に支障をきたしている世帯に対して、家事援助を行う。 【申込】福祉事務所又は市役所・町村役場</p> <p>○母子生活支援施設 母子家庭で児童の養育が十分にできない場合、母子をともに入所させて保護し自立促進のための生活支援を行う児童福祉施設 【入所相談】福祉事務所</p> <p>○手当・助成制度等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当 申込：区市役所・町村役場</li> <li>・児童育成手当 申込：区市役所・町村役場</li> <li>・ひとり親家庭等医療費の助成（P153）</li> <li>・母子及び父子福祉資金の貸付 母子家庭等を対象とする貸付制度 申込：福祉事務所、区市役所</li> </ul> <p>※八王子市は中核市移行に伴い、独自に実施している。 ※母子及び父子並びに寡婦福祉法における母子家庭等とは、20歳未満の子供のいる場合をさす。</p>		<p>【都所管部署】 福祉保健局少子社会対策部育成支援課 ひとり親福祉担当 電話 03-5320-4125 児童手当担当 電話 03-5320-4123 福祉資金担当 電話 03-5320-4126</p> <p>2 女性福祉</p> <p>○東京都女性相談センター 緊急の保護や自立のための支援が必要な女性の相談に応じ、助言・援助等を行う施設。 配偶者暴力相談支援センターとしての機能も担っている（「配偶者暴力相談支援センター」（P174）の項目を参照）。</p> <p>【保護対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「売春防止法」による支援を必要とする女性</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」による配偶者暴力被害者</li> <li>・人身取引被害者</li> <li>・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」によるストーカー被害者</li> </ul> <p>○婦人相談員 保護や援助を必要とする女性の早期発見や相談に応じるため、女性相談センター、福祉事務所等に配置されている。</p> <p>○婦人保護施設 支援を要する女性を保護し、自立のための就労や生活に関する指導・援助を行う施設 【入所相談】福祉事務所</p> <p>○貸付制度 〈女性福祉資金（市町村部のみ）〉 配偶者のいない女性等を対象とする貸付制度 申込：福祉事務所・市役所</p>	

14	児童相談所における 児童虐待対策	担当 部署	福祉保健局少子社会対策部 子供家庭支援課児童相談所運営担当
<p>1 児童相談所の虐待対策</p> <p>《虐待対応の基本方針》</p> <p>(1) 子供の安全確認・確保の最優先</p> <p>(2) 迅速かつ組織的な対応</p> <p>(3) 関係機関との連携とネットワーク構築</p> <p>(4) 隙間や切れ目のない支援</p> <p>(5) 親子の関係修復、再統合、子供の自立支援</p> <p>2 児童相談所の虐待対応</p> <p>(1) 区市町村子供家庭支援センターとの連携 児童虐待相談等に適切に対応するため、児童相談所と区市町村子供家庭支援センターが相互の共通理解のもと、東京都の実情にあった円滑な連絡・調整のルール（略称「東京ルール」）を定め、緊密な連携を図っている。</p> <p>(2) 通告・相談への対応 子供本人、保護者、近隣等の個人や各関係機関等からの通告を受け付けると、直ちに緊急受理会議を行い子供の安全確認、調査を行う。</p> <p>(3) 総合診断 関係機関との連携・協力のもと、子供及び家庭について、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断を行い、援助方針会議により児童の最善の利益を踏まえた援助方針を決定する。</p> <p>(4) 児童相談所の援助内容（主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○継続的な援助 必要に応じて継続的に一定期間、専門職員による援助（指導）を行う。</li> <li>○一時保護 <ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急保護、②行動観察、③短期入所指導が必要な場合に行う。</li> </ul> </li> <li>○養育家庭委託、児童福祉施設入所</li> <li>○法的対応 （子供の安全確認・確保を最優先に、出頭要求、立入調査、臨検捜索、保護者の意に反した児童福祉施設入所承認申立て、面会・通信制限及び接近禁止命令、親権喪失・親権停止請求等）</li> </ul>	<p>3 児童相談センターの事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○治療指導事業 家庭、学校、施設において様々な不適応行動を示す子供に対して通所や宿泊による援助を行う。</li> <li>○関係機関支援事業 虐待を受けた子供をはじめ、様々な情緒・行動上の問題を抱える子供の入所が増えている児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設や自立援助ホーム等を支援するため、心理職員や精神科医師が講義、演習、ケース検討、医療相談を行う。 また、子供家庭支援センターの職員に向けて子供や家族の支援に役立つための研修を行う。</li> <li>○電話相談事業 地域を問わず誰もが気軽に利用できる電話相談として設置している。 〈4152（よいこに）電話相談〉 電話 03-3366-4152 月曜日～金曜日 9時～21時 土・日・祝日 9時～17時（年末年始を除く。） FAX 03-3366-6036（聴覚言語障害者専用）</li> </ul> <p>4 児童虐待対策事業（主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○虐待対策班の設置 迅速、的確な虐待対応が図れるよう、各児童相談所に設置している。</li> <li>○通年開所 緊急ケースに対し、土・日曜日、祝日（年末年始含む。）に対応する相談窓口を設置し、365日切れ目のない緊急相談体制を確保している。</li> <li>○家庭復帰促進事業 児童虐待等により施設等に入所した子供について、家庭環境の改善等を行い、早期家庭復帰の促進を図っている。</li> <li>○家族再統合援助事業 虐待等により施設等に入所している子供とその家族にグループ心理療法を行い、家庭環境改善及び円滑な家庭復帰を図っている。</li> </ul> <p>5 その他の相談窓口</p> <p>子供の権利擁護専門相談事業 東京子供ネット電話相談（フリーダイヤル） 電話 0120-874-374 月曜日～金曜日 9時～21時 土・日・祝日 9時～17時（年末年始を除く。）</p>		